



沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日
(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

企業局事項

沖縄県企業局会計規程の一部を改正する規程	1
沖縄県企業局の組織改編に伴う関係規程の整備に関する規程	10
沖縄県企業職員給与規程等の一部を改正する規程	12
沖縄県企業局職員就業規程の一部を改正する規程	14
沖縄県企業局組織規程の一部を改正する規程	14
沖縄県企業局職員服務規程の一部を改正する規程	14
沖縄県企業局職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程	17
沖縄県企業局会計年度任用職員の職の設置、給与、勤務条件等に関する規程の一部を改正する訓令	18
沖縄県企業局職員の人事評価実施規程の一部を改正する訓令	19

病院事業局事項

沖縄県病院事業局組織規程の一部を改正する規程	19
沖縄県病院事業局事務決裁規程の一部を改正する規程	20
沖縄県病院事業局職員就業規程及び沖縄県病院事業局職員服務規程の一部を改正する規程	20
沖縄県病院事業局職員服務規程の一部を改正する規程	21
沖縄県病院事業局企業職員給与規程の一部を改正する規程	24
沖縄県病院事業局会計年度任用職員の職の設置、給与、勤務条件等に関する規程の一部を改正する訓令	32

企業局事項

沖縄県企業局管理規程第1号

沖縄県企業局会計規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年3月31日

沖縄県公営企業管理者
企業局長 松 田 了

沖縄県企業局会計規程の一部を改正する規程

沖縄県企業局会計規程（昭和47年沖縄県企業局管理規程第7号）の一部を次のように改正する。

第37条第1項第8号中「又は借入れを」を「し、借り入れ、又は使用」に改める。

第40条第1項に次の1号を加える。

(6) 物品を借り入れる契約に基づき支払をする経費

別表第4中「又は借入れを」を「し、借り入れ、又は使用」に改める。

様式第3号（その1）中

主 管 課		を
-------	--	---

主 管 課	事 業	に改
-------	-----	----

める。

様式第4号(その1)中

総務企画課長	班 長	班 員
班 員	担 当	起 票

を

総務企画課長	調整監	班 長	班 員
班 員	担当者	起 票	

に、

主 管 課	
-------	--

を

主 管 課		事 業	
-------	--	-----	--

に改

める。

様式第5号(その1)中

総務企画課長	班 長	班 員
班 員	担 当	起 票

を

総務企画課長	調整監	班 長	班 員
班 員	担当者	起 票	

に、

主 管 課	
-------	--

を

主 管 課		事 業	
-------	--	-----	--

に改

める。

様式第5号の2(その1)中

総務企画課長	班 長	班 員
班 員	担 当	起 票

を

総務企画課長	調整監	班 長	班 員
班 員	担当者	起 票	

に、

負担行為年月日	年 月 日

を

事 業	
負担行為年月日	年 月 日

に改

める。

様式第5号の3(その1)中

総務企画課長	班 長	班 員
--------	-----	-----

総務企画課長	調整監	班 長	班 員
--------	-----	-----	-----

班 員	担 当	起 票

を

班 員	担 当 者	起 票	

に、

支出命令年月日	年 月 日
支払予定年月日	年 月 日

を

事 業	
支出命令年月日	年 月 日

に、

	支払通知年月日
--	---------

を

支 払 予 定 年 月 日	年 月 日	支払通知年月日
------------------	-------	---------

に改

める。

様式第11号中

主 管 課	
-------	--

を

主 管 課		事 業	
-------	--	-----	--

に改

める。

様式第12号（その1）中

主 管 課	
-------	--

を

主 管 課		事 業	
-------	--	-----	--

に改

める。

様式第13号（その1）中

主 管 課	
-------	--

を

主 管 課		事 業	
-------	--	-----	--

に改

める。

様式第14号中

「 会 計

借	方		勘 定 科 目
計	振 替	現金預金	

を

会 計	
事 業	

に改める。

借	方		勘 定 科 目
計	振 替	現金預金	

様式第15号中

「 会 計

コード	
款	
項	
目	
節	

を

「

会 計	
事 業	
款	
項	
目	

に改

める。

様式第17号及び様式第18号中

「 会 計

主管課名	
------	--

を

「

会 計 名	
事 業 名	
主管課名	

に改

める。

様式第23号（その1）中

資 産 番 号			旧資産番号	
資 産 名 称				
取得年月日	年	月	日	取得原因
施 設 名 称				
所 在 地				
管 理 所 属				
部 門				
共 同 区 分				
地 目				

を

資 産 番 号			旧資産番号	
資 産 名 称				
取得年月日	年	月	日	取得原因
施 設 名 称				
所 在 地				
事 業				
管 理 所 属				
部 門				
共 同 区 分				
地 目				
その他繰入				

に改める。

様式第23号（その2）中

資産番号			旧資産番号	
資産名称				
取得年月日	年	月	日	取得原因
施設名称				
所在地				
管理所属				
部 門				
共同区分				
耐用年数	年			
償 却 率				

を

資産番号			旧資産番号	
資産名称				
取得年月日	年	月	日	取得原因
施設名称				
所在地				
事 業				
管理所属				
部 門				
共同区分				
耐用年数	年			
償 却 率				
その他繰入				

に改める。

様式第23号（その3）中

資産番号				
資産名称				
取得年月日	年	月	日	取得原因
施設名称				
所在地				
管理所属				
部 門				
共同区分				
耐用年数				

を

償 却 率	
-------	--

資 産 番 号		旧資産番号	
資 産 名 称			
取得年月日	年 月 日	取得原因	
施 設 名 称			
所 在 地			
事 業			
管 理 所 属			
部 門			
共 同 区 分			
耐 用 年 数			
償 却 率			
その他繰入			

に、「工事番

号」を「関連資産情報」に改める。

様式第23号（その4）中

資 産 番 号		旧資産番号	
資 産 名 称			
取得年月日		取得原因	
施 設 名 称			
所 在 地			
管 理 所 属			
部 門			
共 同 区 分			
耐 用 年 数			
償 却 率			
その他繰入			

を

資 産 番 号		旧資産番号	
資 産 名 称			
取得年月日	年 月 日	取得原因	
施 設 名 称			
所 在 地			
事 業			

管理所属	
部 門	
共同区分	
耐用年数	
償却率	
その他繰入	

に改める。

様式第26号及び様式第27号中

会 計			
款名称		項名称	

を

「会
款

計		事 業	
名称		項名称	

に改める。

様式第28号中

会 計		主管課名	
-----	--	------	--

を

会 計	
主管課名	

事 業	

に改める。

様式第28号の2中

課 長	班 長	班 員	
-----	-----	-----	--

を

課 長	調整監	班 長	班 員
-----	-----	-----	-----

に、

会 計			
主 管 課		区 分	

を

会 計		区 分	
主 管 課		事 業	

に改

める。

様式第28号の3中

予	課 長	班 長	班 員				
算							

を

企業局長	企 画 統括監	技 術 統括監	総務企画課	総務企画 課 長	調整監	班 長	班 員

に、

主 管 課		
-------	--	--

を

「 _____ 」

主 管 課		事 業	
-------	--	-----	--

に改

める。

様式第29号中

主 管 課	
-------	--

を

主 管 課		事 業	
-------	--	-----	--

に改

める。

様式第30号中

総務企画課 課長	班 長	班 員
班 員	担 当	起 票

を

総務企画課 課長	調 整 監	班 長	班 員
班 員	担 当 者	起 票	

に、

主 管 課	
-------	--

を

主 管 課		事 業	
-------	--	-----	--

に改

める。

様式第33号中

総務企画課 課長	班 長	班 員
班 員	担 当	起 票

を

総務企画課 課長	調 整 監	班 長	班 員
班 員	担 当 者	起 票	

に、

主 管 課	
起案年月日	年 月 日

を

主 管 課		事 業	
起案年月日	年 月 日	決裁年月日	年 月 日

に改

める。

様式第35号及び様式第37号（その1）中

主 管 課	
-------	--

を

「

主 管 課		事 業	
-------	--	-----	--

」に改

める。

様式第39号の2中

「

主 管 課		
-------	--	--

」を

「

主 管 課		事 業	
-------	--	-----	--

」に改

める。

様式第44号及び様式第45号中

「

要求課 (所)	
---------	--

」を

「

要求課 (所)		事 業	
---------	--	-----	--

」に改

める。

様式第47号中

「

要求課 (所)		決定年月日	年	月	日
摘 要					

」を

「

要求課 (所)		事 業			
摘 要		決定年月日	年	月	日

」に改

める。

様式第48号中

「

会 計		要求課 (所)	
摘 要			

」を

「

会 計		
要求課 (所)	事 業	
摘 要		

」に改

める。

様式第49号中

「

会 計		処理区分	
要求課 (所)			

」を

「

会 計		区 分	
要求課 (所)	事 業		

」に改

める。

様式第51号の2中

会 計	
課 所	

を

会 計		区 分	
要求課(所)		事 業	

に改

める。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

沖縄県企業局管理規程第2号

沖縄県企業局の組織改編に伴う関係規程の整備に関する規程を次のように定める。

令和5年3月31日

沖縄県公営企業管理者
企業局長 松 田 了

沖縄県企業局の組織改編に伴う関係規程の整備に関する規程

(沖縄県企業職員給与規程の一部改正)

第1条 沖縄県企業職員給与規程(昭和47年沖縄県企業局管理規程第25号)の一部を次のように改正する。

別表第3中「配水調整監、建設調整監」を「企画調整監、建設調整監、危機管理室長」に改める。

別表第4及び別表第5中「配水調整監 建設調整監」を「企画調整監 建設調整監 危機管理室長」に改める。

(沖縄県企業職員被服等貸与規程の一部改正)

第2条 沖縄県企業職員被服等貸与規程(昭和48年沖縄県企業局管理規程第12号)の一部を次のように改正する。

別表中

総務企画課において施設の建設及び改良に係る検査業務に従事する者	作業服(上、下)	1	1年
	作業靴	1	1年
	安全帽	1	3年
	雨合羽	1	2年
	雨靴	1	2年
配水管理課において施設整備に係る基本調査及び水利権に関する業務に従事する者	作業服(上、下)	1	1年
	作業靴	1	1年
	雨合羽	1	2年
	雨靴	1	2年

を

総務企画課において施設の建設及び改良に係る検査業務並びに施設整備に係る基本調査及び水利権に関する業務に従事する者	作業服(上、下)	1	1年
	作業靴	1	1年
	安全帽	1	3年
	雨合羽	1	2年
	雨靴	1	2年

に、

「配水班に所属する者で」を「において」に改める。

(沖縄県企業局組織規程の一部改正)

第3条 沖縄県企業局組織規程(昭和48年沖縄県企業局管理規程第13号)の一部を次のように改正する。

第4条の見出し中「及び班」を「、班及び室」に改め、同条中「掲げる班」の次に「又は室」を加え、同条の表中「班名」を「班名等」に、「企画財務班」を「企画財務班 計画班」に、「計画班」を「危機管理室」に改める。

第5条第15号中「(配水管理課の所掌に属する事務を除く。)」を削り、同条中第22号を第29号とし、

第21号の次に次の7号を加える。

- (22) 水道広域化に関する事(建設課の所掌に属するものを除く。)
- (23) 施設整備に係る基本調査及び基本計画に関する事。
- (24) 国庫補助金に係る事務に関する事。
- (25) 水資源の開発利用に関する事。
- (26) 水利権に関する事。
- (27) 海水淡水化施設等の動力費の低減に関する事。
- (28) 高度浄水処理施設の導入に関する事。

第6条第5号中「市町村等への」を削り、同条中第7号を削り、第8号を第7号とし、第9号から第11号までを1号ずつ繰り上げ、第12号から第16号までを削り、同条第17号中「ダムの負担金」を「ダム維持管理負担金」に改め、同号を同条第11号とし、同条中第18号及び第19号を削る。

第14条の表配水調整監の項を次のように改める。

企画調整監	総務企画課	経営及び予算並びに水道広域化及び施設整備に係る計画業務に関する事務を総括し、課長の職務を補佐する。
-------	-------	---

第14条の表建設調整監の項の次に次のように加える。

危機管理室長	配水管理課	危機管理室に関する事務を総括し、課長の職務を補佐する。
--------	-------	-----------------------------

(沖縄県企業局自家用電気工作物保安規程の一部改正)

第4条 沖縄県企業局自家用電気工作物保安規程(平成4年沖縄県企業局管理規程第1号)の一部を次のように改正する。

別表第1中

	6 主任技術者及び主任者の選任、解任に関する事。	を
「	6 主任技術者及び主任者の選任及び解任に関する事。 7 水道事業及び工業用水道事業の施設整備に係る基本調査及び基本計画に関する事。	に、
「	2 水道施設等の被害に対する賠償請求に関する事。 3 水道事業及び工業用水道事業の施設整備に係る基本調査及び基本計画に関する事。	を
「	2 水道施設等の被害に対する賠償請求に関する事。	に改

める。

(沖縄県企業局事務決裁規程の一部改正)

第5条 沖縄県企業局事務決裁規程(平成10年沖縄県企業局管理規程第3号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号及び第2号中「課長」の次に「、室長」を加え、同条第6号中「配水調整監」を「企画調整監」に改め、同条中第11号を第12号とし、第10号を第11号とし、同条第9号中「調整監」の次に「、室長」を加え、同号を同条第10号とし、同条中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

- (7) 室長 組織規程第14条に規定する危機管理室長をいう。

第6条の2の見出し中「班長」を「班長等」に改め、同条中「本庁機関の班長」を「室長及び本庁機関の班長(以下「班長等」という。)」に改める。

第14条ただし書中「調整監」の次に「、室長」を加える。

第15条の2第1項中「班長」を「班長等」に改める。

第18条(見出しを含む。)中「班長」を「班長等」に改める。

別表第7中「班長」を「班長等」に改める。

(沖縄県企業局エネルギー管理規程の一部改正)

第6条 沖縄県企業局エネルギー管理規程(平成18年沖縄県企業局管理規程第6号)の一部を次のように改正する。

別表第3中

配水管理課計画班長 建設課建設第1班長	を	建設課建設第1班長 総務企画課計画班長	に改
------------------------	---	------------------------	----

める。

(沖縄県企業局標準的な職を定める規程の一部改正)

第7条 沖縄県企業局標準的な職を定める規程(平成28年沖縄県企業局管理規程第2号)の一部を次のように改正する。

本則の表中「配水調整監、建設調整監」を「企画調整監、建設調整監、危機管理室長」に改める。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

沖縄県企業局管理規程第3号

沖縄県企業職員給与規程等の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年3月31日

沖縄県公営企業管理者
企業局長 松 田 了

沖縄県企業職員給与規程等の一部を改正する規程

(沖縄県企業職員給与規程の一部改正)

第1条 沖縄県企業職員給与規程(昭和47年沖縄県企業局管理規程第25号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は同法第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、「で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(以下「再任用短時間勤務職員」という。)」を削る。

第4条の2第1項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第3項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第6条、第14条第2項、第19条第2号及び第21条第6項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則に次の7項を加える。

10 当分の間、職員の給料月額を、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日(附則第12項において「特定日」という。)以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第4条第2項の規定により当該職員の属する職務の級並びに第5条の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額(その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)とする。

11 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

- (1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員
- (2) 沖縄県職員の定年等に関する条例第9条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する異動期間(同項又は同条第2項の規定により延長された期間を含む。)を延長された同条例第6条に規定する条例で定める職を占める職員
- (3) 沖縄県職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員(同条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。)

12 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日(以下この項及び附則第14項において「異動日」という。)の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第10項の規定により当該職員の受ける給料月額(以下この項において「特定日給料月額」という。)が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額(その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数

を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員(管理者が定める職員を除く。)には、当分の間、特定日以後、附則第10項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

- 13 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第4条第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第4条第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。
- 14 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(附則第10項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第12項に規定する職員を除く。)であって、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、管理者が定めるところにより、附則第12項及び前項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。
- 15 附則第12項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第10項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、管理者が定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。
- 16 附則第10項から前項までに定めるもののほか、附則第10項の規定による給料月額、附則第12項の規定による給料その他附則第10項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。
別表第1再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
	円 187,700	円 215,200	円 255,200	円 274,600	円 289,700	円 315,100	円 356,800	円 389,900	円 441,000

(沖縄県企業局職員就業規程の一部改正)

第2条 沖縄県企業局職員就業規程(昭和48年沖縄県企業局管理規程第7号)の一部を次のように改正する。

第4条第4項中「第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で地公法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(以下「再任用短時間勤務職員」を「第22条の4第1項の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第5条第1項、第2項及び第5項、第6条第1項、第7条第1項及び第2項、第12条第2項、第4項及び第13項、第12条の2第1項第1号及び第2号並びに第19条第13号及び第14号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(沖縄県企業局職員服務規程の一部改正)

第3条 沖縄県企業局職員服務規程(昭和50年沖縄県企業局管理規程第4号)の一部を次のように改正する。

第25条中「第28条の4又は第28条の5の規定に基づき採用された者(以下「再任用職員」を「第22条の4第1項の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」に、「及び再任用職員」を「及び定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 職員の号給の調整、経過措置、沖縄県職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例(令和4年沖縄県条例第51号)附則第3条第1項若しくは第2項又は第4条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員(以下「暫定再任用職員という。)」の給与等については、同条例附則の規定の適用を受ける一般職の職員の例による。
- 3 短時間勤務の職を占める暫定再任用職員は、第2条の規定による改正後の沖縄県企業局職員就業規程

(以下「新就業規程」という。)第4条第4項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新就業規程の規定を適用する。

4 暫定再任用職員は、第3条の規定による改正後の沖縄県企業局職員服務規程(以下「新服務規程」という。)第25条に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新服務規程の規定を適用する。

沖縄県企業局管理規程第4号

沖縄県企業局職員就業規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年3月31日

沖縄県公営企業管理者
企業局長 松 田 了

沖縄県企業局職員就業規程の一部を改正する規程

沖縄県企業局職員就業規程(昭和48年沖縄県企業局管理規程第7号)の一部を次のように改正する。
第19条第13号中「後8週間」を「以後1年」に改める。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

沖縄県企業局管理規程第5号

沖縄県企業局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年3月31日

沖縄県公営企業管理者
企業局長 松 田 了

沖縄県企業局組織規程の一部を改正する規程

沖縄県企業局組織規程(昭和48年沖縄県企業局管理規程第13号)の一部を次のように改正する。

第9条第2項の表沖縄県企業局北谷浄水管理事務所の項中「及び阿嘉浄水場」を「、阿嘉浄水場、南大東浄水場及び伊是名浄水場」に、「及び長田川取水ポンプ場」を「、長田取水ポンプ場、天城ダム取水ポンプ場及びメジャー山取水ポンプ場」に、「及び北大東調整池並びに」を「、北大東調整池、阿嘉調整池、南大東調整池、」に改め、「嘉手納井戸群」の次に「並びに粟国海水井戸、北大東海水井戸、阿嘉海水集水井戸、伊是名海水集水井戸及び南大東海水井戸」を加え、

		10 嘉手納合流弁室	を
		10 嘉手納合流弁室 11 粟国送水管、北大東導送水管、阿嘉導送水管、伊是名導水管及び南大東導送水管	に

改める。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

沖縄県企業局管理規程第6号

沖縄県企業局職員服務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年3月31日

沖縄県公営企業管理者
企業局長 松 田 了

沖縄県企業局職員服務規程の一部を改正する規程

沖縄県企業局職員服務規程(昭和50年沖縄県企業局管理規程第4号)の一部を次のように改正する。
第6条の13を第6条の14とする。

第6条の12中「第4号様式の14」を「第4号様式の17」に改め、同条を第6条の13とし、第6条の11を第6条の12とする。

第6条の10中「第4号様式の13」を「第4号様式の16」に改め、同条を第6条の11とし、第6条の9の次に次の1条を加える。

(高齢者部分休業の申請等の手続)

第6条の10 職員は、就業規程第20条の8第1項の規定に基づき、高齢者部分休業の承認を受けようとするときは、高齢者部分休業を始めようとする日の1月前までに高齢者部分休業承認申請書（第4号様式の13）3通を所属長を経て総務企画課長に提出しなければならない。

2 高齢者部分休業をしている職員は、高齢者部分休業の承認の取消し又は高齢者部分休業に係る休業時間の短縮に同意するときは、高齢者部分休業の承認の取消し・休業時間の短縮同意書（第4号様式の14）を総務企画課長に提出しなければならない。

3 高齢者部分休業をしている職員は、休業時間の延長の承認を受けようとするときは、当該延長をしようとする期間の初日の1月前までに高齢者部分休業時間延長承認申出書（第4号様式の15）3通を所属長を経て総務企画課長に提出しなければならない。

第4号様式の14中「第6条の12、第6条の13」を「第6条の13、第6条の14」に、「㊟」を「__」に改め、同様式を第4号様式の17とする。

第4号様式の13中「第6条の10、第6条の11」を「第6条の11、第6条の12」に、「㊟」を「__」に改め、同様式を第4号様式の16とし、第4号様式の12の次に次の3様式を加える。

第4号様式の13（第6条の10関係）

(表面)

<p style="margin: 0;">高 齢 者 部 分 休 業 承 認 申 請 書</p>				
<p style="margin: 0;">年 月 日</p> <p style="margin: 0;">沖縄県公営企業管理者 殿</p>		<p style="margin: 0;">所 属</p> <p style="margin: 0;">職 氏 名</p> <p style="margin: 0;">(所属長認印)</p>		
<p style="margin: 0;">次のとおり高齢者部分休業の承認を申請します。</p>				
1 申請期間	<p style="margin: 0;">年 月 日から 年 月 日まで</p> <p style="margin: 0;">(当該職員の定年退職日)</p>			
2 休業時間	1週間当たりの休業時間の合計 時間 分			
	毎日	時 分～ 時 分	水	時 分～ 時 分
	月	時 分～ 時 分	木	時 分～ 時 分
	火	時 分～ 時 分	金	時 分～ 時 分
3 申請理由				
※4 所属長意見				
5 備考				
<p style="margin: 0;">※ 承認番号</p> <p style="margin: 0;">年 月 日 承 認 通 知 書</p> <p style="margin: 0;">殿</p> <p style="margin: 0;">沖縄県公営企業管理者 ㊟</p> <p style="margin: 0;">上記については、<input type="checkbox"/>承認 <input type="checkbox"/>不承認 とする。</p>				

注1 ※印の欄は、申請者において記載しないこと。

2 高齢者部分休業の承認が、職員からの年次有給休暇等の請求に基づき取り消された場合は、その旨を裏面に記入すること。

(裏面)

	火	時 分～ 時 分	金	時 分～ 時 分
2 備 考				

注 該当する□には、レ印を記入すること。

第4号様式の15 (第6条の10関係)

高齢者部分休業時間延長承認申出書 年 月 日 沖縄県公営企業管理者 殿 所 属 職 名 氏 名 (所属長認印) 次のとおり高齢者部分休業の承認時間の延長を申し出ます。				
1 申請期間	年 月 日から 年 月 日まで (当該職員の定年退職日)			
2 休業時間	承認時間延長後の1週間当たりの休業時間の合計 時間 分 (当初承認された1週間当たりの休業時間の合計 時間 分)			
	毎日	時 分～ 時 分	水	時 分～ 時 分
	月	時 分～ 時 分	木	時 分～ 時 分
	火	時 分～ 時 分	金	時 分～ 時 分
※3 所属長意見				
4 備 考				
※ 承認番号 年 月 日 承 認 通 知 書 殿 沖縄県公営企業管理者 ⑩ 上記については、 <input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認 とする。				

注1 申請する休業時間は、当初承認された休業時間以上とすること。

2 ※印の欄は、申請者において記載しないこと。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

沖縄県企業局管理規程第7号

沖縄県企業局職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年3月31日

沖縄県公営企業管理者
企業局長 松 田 了

沖縄県企業局職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程

沖縄県企業局職員安全衛生管理規程（昭和60年沖縄県企業局管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「基づき」、「安全管理者は、」及び「安全衛生管理者が」の次に「本庁又は」を加える。

第13条第2項中「本庁に置く委員会は、法第18条第1項各号に掲げる事項について、出先機関に置く」を削る。

第29条中「により、療養のため」を「の療養のため、連続して30日以上又は通算して50日以上」に改め

る。

第30条の次に次の1条を加える。

(療養者の経過報告)

第30条の2 所属長は、産業保健業務従事者と連携して結核性疾患又は精神障害による療養期間中の職員の病状について確認するものとする。

2 所属長は、結核性疾患又は精神障害による療養期間中の職員から療養期間の延長の申出があった場合には、療養経過報告書(第8号様式の2)に診断書(第5号様式又は第7号様式)その他必要な書類を添えて局長に提出しなければならない。

3 局長は、療養経過報告書の提出があった場合において、必要があると認めるときは、健康管理審査会の意見を聴き、その意見に基づき療養期間の延長その他必要な指示をするものとする。

第34条中「第30条第1項」の次に「、第30条の2第3項」を加える。

「A 要休業(要医療) 「A 要注意(要観察)

第3号様式中 B 要軽業(要医療) を B 要軽業(要医療) に改める。

C 要注意(要観察)」 C 要休業(要医療)」

第4号様式中「療養報告書」を「療養者報告書」に改める。

「A 要休業 「ア 要休業

第6号様式中「第28条第1項」を「第30条第1項」に、 B 要軽業 を イ 要軽業 に、 「1 要療
C 要注意」 ウ 要注意」 2 要観

養 「ア 要医療
察」 を イ 要観察」 に改める。

第8号様式の次に次の1様式を加える。

第8号様式の2 (第30条の2関係)

療 養 経 過 報 告 書

所 属 名		職 名	
氏 名		生 年 月 日	(歳)
住 所			
病 名			
現在の状況 (生活状況)			
上記のとおり報告します。 年 月 日 沖縄県企業局長 殿 <div style="text-align: right;">所 属 長</div>			

注 医師の診断書を添付すること。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

沖縄県企業局訓令第2号

沖縄県企業局会計年度任用職員の職の設置、給与、勤務条件等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年3月31日

沖縄県公営企業管理者

企業局長 松 田 了

沖縄県企業局会計年度任用職員の職の設置、給与、勤務条件等に関する規程の一部を改正する訓令
沖縄県企業局会計年度任用職員の職の設置、給与、勤務条件等に関する規程（平成8年沖縄企業局訓令第3号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の130」を「100分の127.5」に改める。

第15条第17号中「後8週間」を「以後1年」に改める。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

沖縄県企業局訓令第3号

沖縄県企業局職員の人事評価実施規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年3月31日

沖縄県公営企業管理者

企業局長 松 田 了

沖縄県企業局職員の人事評価実施規程の一部を改正する訓令
沖縄県企業局職員の人事評価実施規程（平成28年沖縄県企業局訓令第5号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「配水調整監 建設調整監」を「企画調整監 建設調整監 危機管理室長」に改める。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

病院事業局事項

沖縄県病院事業局管理規程第1号

沖縄県病院事業局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年3月31日

沖縄県病院事業管理者

病院事業局長 我那覇 仁

沖縄県病院事業局組織規程の一部を改正する規程

沖縄県病院事業局組織規程（平成18年沖縄県病院事業局管理規程第5号）の一部を次のように改正する。
第4条中「右欄に掲げる班」の次に「又はセンター」を加え、同条の表病院事業総務課の項中「給与班」を「給与班 病院総務事務センター」に改める。

第5条中第13号を第18号とし、第12号を第17号とし、第11号の次に次の5号を加える。

(12) 総務事務の効率化及び集中化に関すること。

(13) 職員の給与の支給に関すること。

(14) 職員の手当認定に関すること。

(15) 赴任及び帰住に係る旅費（沖縄県職員の旅費に関する条例（昭和47年沖縄県条例第49号）第6条第10項の規定により移転料が支給される旅行に係る旅費をいう。）の支給に関すること。

(16) 地方職員共済組合に係る組合員資格取得等届、被扶養者認定等申告及び給付金請求の受理及び進達に関すること。

第11条第1項の表病院事業統括監の項中「及び病院事業経営課」を「、病院事業経営課及び病院事業企画課」に改める。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

沖縄県病院事業局管理規程第2号

沖縄県病院事業局事務決裁規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年3月31日

沖縄県病院事業管理者

病院事業局長 我那覇 仁

沖縄県病院事業局事務決裁規程の一部を改正する規程

沖縄県病院事業局事務決裁規程（平成18年沖縄県病院事業局管理規程第6号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項第15号中「沖縄県個人情報保護条例（平成17年沖縄県条例第2号）」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」に改める。

第7条に次の1項を加える。

2 前項に規定する事項のほか、病院総務事務センターの室長が専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1) 本庁機関、沖縄県立北部病院及び沖縄県立宮古病院の職員の扶養手当、住居手当、通勤手当及び単身赴任手当の支給について認定をすること。
- (2) 本庁機関、沖縄県立北部病院及び沖縄県立宮古病院の職員の児童手当の支給について認定をすること。
- (3) 本庁機関、沖縄県立北部病院及び沖縄県立宮古病院の職員の地方職員共済組合に係る組合員資格取得等届、被扶養者認定等申告及び給付金請求の受理及び進達に関すること。

別表第3の1の項及び2の項を削り、3の項を1の項とし、4の項から6の項までを2項ずつ繰り上げる。

別表第7の2の項中「職員」を「沖縄県立北部病院及び沖縄県立宮古病院に勤務している職員以外の職員」に改める。

別表第8の6の項中「職員」を「沖縄県立北部病院及び沖縄県立宮古病院に勤務している職員以外の職員」に改め、同表の14の項中「沖縄県個人情報保護条例」を「個人情報の保護に関する法律」に改める。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

沖縄県病院事業局管理規程第3号

沖縄県病院事業局職員就業規程及び沖縄県病院事業局職員服務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年3月31日

沖縄県病院事業局管理者

病院事業局長 我那覇 仁

沖縄県病院事業局職員就業規程及び沖縄県病院事業局職員服務規程の一部を改正する規程

（沖縄県病院事業局職員就業規程の一部改正）

第1条 沖縄県病院事業局職員就業規程（平成18年沖縄県病院事業局管理規程第11号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「地公法第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で地公法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「再任用短時間勤務職員」を「地公法第22条の4第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第4条第1項、第2項及び第3項、第5条第1項、第13条第2項、第4項及び第14項、第13条の2第1項、第13条の3第1項並びに第20条第13号及び第15号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

（沖縄県病院事業局職員服務規程の一部改正）

第2条 沖縄県病院事業局職員服務規程（平成18年沖縄県病院事業局管理規程第12号）の一部を次のように改正する。

第40条第1項中「地公法第28条の4又は第28条の5の規定に基づき採用された者（以下「再任用職員」を「地公法第22条の4第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」に、

「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 沖縄県職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年沖縄県条例第51条）附則第3条第1項若しくは第2項又は第4条第1項若しくは第2項の規程により採用された職員（以下「暫定再任用職員」という。）のうち、短時間勤務の職を占めるものは、第1条の規定による改正後の沖縄県病院事業局職員就業規程（以下「新就業規程」という。）第3条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新就業規程を適用する。
- 3 暫定再任用職員は、第2条の規定による改正後の沖縄県病院事業局職員服務規程（以下「新服務規程」という。）第40条第1項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新服務規程の規定を適用する。

沖縄県病院事業局管理規程第4号

沖縄県病院事業局職員服務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年3月31日

沖縄県病院事業管理者

病院事業局長 我那覇 仁

沖縄県病院事業局職員服務規程の一部を改正する規程

沖縄県病院事業局職員服務規程（平成18年沖縄県病院事業局管理規程第12号）の一部を次のように改正する。

第11条の5を第11条の6とする。

第11条の4中「第14号様式の3」を「第14号様式の6」に改め、同条を第11条の5とし、第11条の3を第11条の4とする。

第11条の2中「第14号様式の2」を「第14号様式の5」に改め、同条を第11条の3とし、第11条の次に次の1条を加える。

(高齢者部分休業の申請等の手続)

第11条の2 職員は、就業規則第29条の2の規定に基づき、高齢者部分休業の承認を受けようとするときは、高齢者部分休業を始めようとする日の1月前までに高齢者部分休業承認申請書（第14号様式の2）3通を所属長を経て病院事業総務課長に提出しなければならない。

2 高齢者部分休業をしている職員は、高齢者部分休業の承認の取消し又は高齢者部分休業に係る休業時間の短縮に同意するときは、高齢者部分休業の承認の取消し・休業時間の短縮同意書（第14号様式の3）を所属長を経て病院事業総務課長に提出しなければならない。

3 高齢者部分休業をしている職員は、休業時間の延長の承認を受けようとするときは、当該延長をしようとする期間の初日の1月前までに高齢者部分休業時間延長承認申出書（第14号様式の4）3通を所属長を経て病院事業総務課長に提出しなければならない。

第14号様式の2を第14号様式の5とする。

第14号様式の3を第14号様式の6とし、第14号様式の次に次の3様式を加える。

第14号様式の2（第11条の2関係）

(表面)

高齢者部分休業承認申請書	
年 月 日	
沖縄県病院事業管理者病院事業局長 殿	
所 属 職 名	(所属長認印)
次のとおり高齢者部分休業の承認を申請します。	

1 申請期間	年 月 日から 年 月 日まで (当該職員の定年退職日)			
2 休業時間	1週間当たりの休業時間の合計 時間 分			
	毎日	時 分～ 時 分	水	時 分～ 時 分
	月	時 分～ 時 分	木	時 分～ 時 分
	火	時 分～ 時 分	金	時 分～ 時 分
3 申請理由				
※4 所属長意見				
5 備考				
※ 承認番号 年 月 日 承認 通知 書 殿 沖縄県病院事業管理者病院事業局長 ⑩ 上記については、 <input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認 とする。				

注1 ※印の欄は、申請者において記載しないこと。

2 高齢者部分休業の承認が、職員からの年次有給休暇等の請求に基づき取り消された場合は、その旨を裏面に記入すること。

(裏面)

日付	休業の承認を取り消された時間		時間数	申請者印	所属長印	出勤簿照合印	備考
	午前	午後					
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分				
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分				
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分				
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分				
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分				
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分				
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分				
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分				
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分				
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分				

	時 分 時 分 から まで	時 分 時 分 から まで	時間 分				
	時 分 時 分 から まで	時 分 時 分 から まで	時間 分				
	時 分 時 分 から まで	時 分 時 分 から まで	時間 分				
	時 分 時 分 から まで	時 分 時 分 から まで	時間 分				

第14号様式の3 (第11条の2関係)

高齢者部分休業の承認の取消し・休業時間の短縮同意書 年 月 日 沖縄県病院事業管理者病院事業局長 殿 所 属 職 氏 名				
<input type="checkbox"/> 承認の取消しに同意します。 <input type="checkbox"/> 次のとおり休業時間を短縮することに同意します。				
1 短縮後の 休業時間	年 月 日から 年 月 日まで (当該職員 ^の の定年退職日) 1週間当たりの休業時間の合計 時間 分			
	毎日	時 分～時 分	水	時 分～時 分
	月	時 分～時 分	木	時 分～時 分
	火	時 分～時 分	金	時 分～時 分
2 備 考				

注 該当する□には、レ印を記入すること。

第14号様式の4 (第11条の2関係)

高齢者部分休業時間延長承認申出書 年 月 日 沖縄県病院事業管理者病院事業局長 殿 所 属 職 氏 名 (所属長認印)				
次のとおり高齢者部分休業の承認時間の延長を申し出ます。				
1 休 業 時 間	承認時間延長後の1週間当たりの休業時間の合計 時間 分 (当初承認された1週間当たりの休業時間の合計 時間 分)			
	毎日	時 分～時 分	水	時 分～時 分
	月	時 分～時 分	木	時 分～時 分
	火	時 分～時 分	金	時 分～時 分
※2 所属長意見				
3 備 考				
※ 承認番号 年 月 日 承 認 通 知 書 殿				

沖縄県病院事業管理者病院事業局長 ㊟

上記については、承認 不承認 とする。

注1 申請する休業時間は、当初承認された休業時間以上とすること。

2 ※印の欄は、申請者において記載しないこと。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

沖縄県病院事業局管理規程第5号

沖縄県病院事業企業職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年3月31日

沖縄県病院事業管理者

病院事業局長 我那覇 仁

沖縄県病院事業企業職員給与規程の一部を改正する規程

沖縄県病院事業企業職員給与規程（平成18年沖縄県病院事業局管理規程第16号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は同法第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、「で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「再任用短時間勤務職員」という。）」を削る。

第5条第1項を次のように改める。

広域異動職員に適用する給料表は、次に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。

- (1) 病院事業行政職給料表（別表第1）
- (2) 病院事業医療職給料表（別表第2）
 - ア 病院事業医療職給料表(1)
 - イ 病院事業医療職給料表(2)
 - ウ 病院事業医療職給料表(3)
- (3) 病院事業現業業務従事職給料表（別表第3）

第5条第2項中「別表第1から別表第3までに定める職務」を「前項の規定により別表第1から別表第3までに定める広域異動職員の職務」に改め、同条第3項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第5項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第7条第2項第3号中「以前2年間において同日」を削り、「以前2年間における」を「以前における」に改め、同号イ中「おける行動評価及び業績評価の全体評語のうち、直近の連続した2回の行動評価及び業績評価の全体評語を総合的に勘案して能力の程度」を「おいて同日の前日に属する職務の級に分類されている職務に従事していた期間における行動評価及び業績評価の全体評語を総合的に勘案して当該職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力の程度」に改め、同号イ(イ)中「直近の連続した2回の行動評価及び業績評価の全体評語」を「同日の前日に属する職務の級に分類されている職務に従事していた期間における行動評価及び業績評価の全体評語」に改め、同条第3項中「2年内」を削る。

第9条第1項及び第11条第1項中「病院事業広域異動職員医療職給料表(3)」を「病院事業医療職給料表(3)」に改める。

第14条を次のように改める。

（給料の調整額）

第14条 給与条例第4条の規定により給料の調整を行う職は、別表第11の勤務箇所欄に掲げる勤務箇所に勤務する同表の職員欄に掲げる広域異動職員の占める職とする。

2 広域異動職員（次項に掲げる職員を除く。）の給料の調整額は、調整基本額にその者に係る別表第11の調整数欄に掲げる調整数を乗じて得た額とする。

3 次の各号に掲げる職員の給料の調整額は、調整基本額にその者に係る別表第11の調整数欄に掲げる調整数を乗じて得た額に、当該各号に定める数を乗じて得た額とする。

- (1) 広域異動育児短時間勤務職員等 算出率

- (2) 広域異動職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 勤務割合
- (3) 広域異動職員のうち任期付育児短時間勤務職員 勤務割合
- 4 前2項に規定する調整基本額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額（その額が給料月額（前項各号に掲げる職員にあっては、その者に適用される給料表並びにその職務の級及び号給に応じた額。以下この項において同じ。）の100分の4.5を超えるときは、給料月額の100分の4.5に相当する額）とする。
 - (1) 次号に掲げる職員以外の職員 当該職員に適用される給料表及び職務の級に応じて別表第12に掲げる調整基本額
 - (2) 前項第2号に掲げる職員 当該職員に適用される給料表及び職務の級に応じて別表第12の2に掲げる調整基本額
- 5 第2項及び第3項の規定にかかわらず、これらの規定による給料の調整額が給料月額の100分の25に相当する額を超えるときは、当該相当する額を給料の調整額とする。
- 6 第2項、第3項及び第5項の規定による給料の調整額並びに第4項に規定する調整基本額に1円未満の端数があるときは、それぞれの端数を切り捨てた額をもって、これらの給与の額とする。
 - 第16条第1項第1号中「病院事業広域異動職員医療職給料表(1)」を「病院事業医療職給料表(1)」に改め、同項第2号中「病院事業広域異動職員医療職給料表(2)」を「病院事業医療職給料表(2)」に改める。
 - 第17条第2項中「病院事業広域異動職員医療職給料表(1)の適用を受ける職員」を「病院事業医療職給料表(1)の適用を受ける広域異動職員」に改める。
 - 第19条第1項第2号中「病院事業広域異動職員現業業務従事職給料表の適用を受ける運転士」を「病院事業現業業務従事職給料表の適用を受ける広域異動職員のうち、運転士」に改める。
 - 第20条第1項第2号中「病院事業広域異動職員医療職給料表」を「病院事業医療職給料表」に改める。
 - 第24条第1項中「病院事業広域異動職員現業業務従事職給料表の適用を受ける施設管理技士」を「病院事業現業業務従事職給料表の適用を受ける広域異動職員のうち、施設管理技士」に改める。
 - 第26条第3項中「一円」を「1円」に改める。
 - 第28条の2第1項中「病院事業広域異動職員医療職給料表(3)」を「病院事業医療職給料表(3)」に改める。
 - 第31条第1項中「入院患者に関する緊急の医療技術業務の処理等のための病院事業広域異動職員医療職給料表(2)の適用を受ける臨床工学技士」を「病院事業医療職給料表(2)の適用を受ける広域異動職員のうち、入院患者に関する緊急の医療技術業務の処理等を行う臨床工学技士」に改める。
 - 第33条第1項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第2項中「病院事業広域異動職員行政職給料表」を「病院事業行政職給料表」に改め、同条第3項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第5項中「病院事業広域異動職員行政職給料表」を「病院事業行政職給料表」に改め、同条第6項中「病院事業広域異動職員現業業務従事職給料表」を「病院事業現業業務従事職給料表」に改める。
 - 第35条第1項を次のように改める。
 - 地域異動職員に適用する給料表は、次に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。
 - (1) 病院事業行政職給料表（別表第1）
 - (2) 病院事業医療職給料表（別表第2）
 - ア 病院事業医療職給料表(1)
 - イ 病院事業医療職給料表(2)
 - ウ 病院事業医療職給料表(3)
 - (3) 病院事業現業業務従事職給料表（別表第3）
 - 第35条第2項中「別表第19から別表第21までに定める職務」を「前項の規定により別表第1から別表第3までに定める地域異動職員の職務」に、「別表第22から別表第24」を「別表第19から別表第21」に改め、同条第3項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第5項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。
 - 第36条の表を次のように改める。

第7条第4項及び第6項	別表第7	別表第22
第7条第4項、第5項及び第6	広域異動職員在級期間表	地域異動職員在級期間表

項並びに第8条

第37条中「同条第2項中」を「同条第1項から第3項までの規定並びに別表第12及び別表第12の2中」に改め、「、「別表第12」とあるのは「別表第28」と」及び「、「広域異動再任用短時間勤務職員等」とあるのは「地域異動再任用短時間勤務職員等」と」を削る。

第38条を次のように改める。

(初任給調整手当)

第38条 第16条の規定は、地域異動職員の初任給調整手当について準用する。この場合において、同条中「広域異動職員」とあるのは「地域異動職員」と、「広域異動育児短時間勤務職員等」とあるのは「地域異動育児短時間勤務職員等」と読み替えるものとする。

第39条中「病院事業広域異動職員医療職給料表(1)の適用を受ける職員」を「病院事業医療職給料表(1)の適用を受ける広域異動職員」に、「病院事業地域異動職員医療職給料表(1)の適用を受ける職員」を「病院事業医療職給料表(1)の適用を受ける地域異動職員」に改める。

第40条の表を次のように改める。

第19条第1項、第23条第1項、第3項及び第4項、第26条第3項並びに第28条第1項	広域異動職員医師等	地域異動職員医師等
第19条第1項及び第25条第1項	広域異動職員運転士	地域異動職員運転士
第23条第2項から第6項まで	広域異動育児短時間勤務職員等	地域異動育児短時間勤務職員等
第23条第2項から第6項まで	広域異動再任用短時間勤務職員等	地域異動再任用短時間勤務職員等
第26条第1項及び第3項	広域異動支援職員	地域異動支援職員

第41条第1項中「別表第30」を「別表第23」に改める。

第42条中「同条第1項中「病院事業広域異動職員医療職給料表(2)」とあるのは、「病院事業地域異動職員医療職給料表(2)」を「同条中「広域異動職員」とあるのは、「地域異動職員」に改める。

第43条第1項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第3項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第5項中「病院事業地域異動職員行政職給料表」を「病院事業行政職給料表」に、「別表第31」を「別表第24」に改め、同条第6項中「病院事業地域異動職員現業業務従事職給料表」を「病院事業現業業務従事職給料表」に改める。

第45条第1項中「別表第32」を「別表第25」に改め、同条第4項中「別表第22から別表第24まで」を「別表第19から別表第21まで」に改める。

第46条を次のように改める。

第46条 第14条の規定は、病院事業任期付職員について準用する。この場合において、同条第1項及び第2項中「広域異動職員」とあるのは「病院事業任期付職員」と読み替えるものとする。

第48条第1項中「のうち広域異動職員に採用された者」を削り、同条第2項から第7項までを削る。

第49条中「病院事業広域異動職員医療職給料表(1)の適用を受ける職員」を「病院事業医療職給料表(1)の適用を受ける広域異動職員」に改める。

第50条の表中「病院事業広域異動職員現業業務従事職給料表の適用を受ける運転士」を「病院事業現業業務従事職給料表の適用を受ける広域異動職員のうち、運転士」に、「病院事業広域異動職員医療職給料表の適用を受ける職員」を「病院事業医療職給料表の適用を受ける広域異動職員」に改め、「第23条第3項」の次に「及び第6項」を加え、

第24条第1項	、病院事業広域異動職員現業業務従事職給料表の適用を受ける施設管理技士	、病院事業任期付職員のうち、施設管理技士の職にある者	を
---------	------------------------------------	----------------------------	---

第23条第5項	、150,000円（広域異動育児短時	、150,000円（特定業務等従事
---------	--------------------	-------------------

	間勤務職員等にあつては150,000円に算出率を、広域異動再任用短時間勤務職員等にあつては150,000円に勤務割合をそれぞれ乗じて得た額)	任期付短時間勤務職員にあつては150,000円に勤務割合を乗じて得た額)	に
第24条第1項	、病院事業現業業務従事職給料表の適用を受ける広域異動職員のうち、施設管理技士	、病院事業任期付職員のうち、施設管理技士の職にある者	

改める。

第52条中「入院患者に関する緊急の医療技術業務の処理等のための病院事業広域異動職員医療職給料表(2)の適用を受ける臨床工学技士」を「病院事業医療職給料表(2)の適用を受ける広域異動職員のうち、入院患者に関する緊急の医療技術業務の処理等を行う臨床工学技士」に、「読み替えるものとする」を「、同条第2項中「広域異動職員」とあるのは、「病院事業任期付職員」と読み替えるものとする」に改める。

第54条第1項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第2項中「病院事業広域異動職員行政職給料表」を「病院事業行政職給料表」に改め、同条第5項中「病院事業広域異動職員行政職給料表」を「病院事業行政職給料表」に、「別表第34」を「別表第26」に、「別表第31」を「別表第24」に改める。

第59条第6項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第61条第1項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第3項中「病院事業広域異動職員行政職給料表」を「病院事業行政職給料表」に、「別表第31」を「別表第24」に、「別表第34」を「別表第26」に改める。

附則第4項中「県立病院の項」を削る。

附則第7項中「広域異動再任用短時間勤務職員等及び地域異動再任用短時間勤務職員等」を「広域異動定年前再任用短時間勤務職員等及び地域異動定年前再任用短時間勤務職員等」に改め、同項第1号中「病院事業広域異動職員医療職給料表(3)又は病院事業地域異動職員医療職給料表(3)の適用を受ける職員」を「病院事業医療職給料表(3)の適用を受ける広域異動職員又は地域異動職員」に改める。

附則に次の見出し及び8項を加える。

(給与条例附則第3項の規定の適用を受ける職員の給料の取扱い)

11 当分の間、職員の給料月額、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日(附則第13項において「特定日」という。)以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第5条第2項又は第35条第2項の規定により当該職員の属する職務の級並びに第6条から第11条まで又は第36条の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額(その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)とする。

12 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

- (1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員
- (2) 沖縄県職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例(令和4年沖縄県条例第51号)第1条の規定による改正前の沖縄県職員の定年等に関する条例(昭和59年沖縄県条例第2号)第3条第1号に掲げる職員に相当する職員
- (3) 沖縄県職員の定年等に関する条例第9条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する異動期間(同項又は同条第2項の規定により延長された期間を含む。)を延長された同条例第6条に規定する条例で定める職を占める職員
- (4) 沖縄県職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員(同条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。)

13 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日(以下この項及び附則第15項において「異動日」という。)の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第11項の規定により当該職員の受ける給料月額(以下この項において「特定日給料月額」という。)が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額(その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。)に達しない

こととなる職員（管理者が定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第11項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

- 14 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第5条第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第5条第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。
- 15 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第11項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第13項に規定する職員を除く。）であって、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、管理者が定めるところにより、附則第13項及び前項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。
- 16 附則第13項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第11項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、管理者が定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。
- 17 附則第11項から前項までに定めるもののほか、附則第11項の規定による給料月額、附則第13項の規定による給料その他附則第11項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。
- 18 附則第11項の規定の適用を受ける職員に対する第14条第4項の規定の適用については、当分の間、同項中「応じた額」とあるのは「応じた額に100分の70を乗じて得た額（その額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）」と、同項第1号中「掲げる調整基本額」とあるのは「掲げる調整基本額に100分の70を乗じて得た額（その額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）」とする。

別表第1中「第5条関係」を「第5条及び第35条関係」に、「病院事業広域異動職員行政職給料表」を「病院事業行政職給料表」に改め、再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
	円 187,700	円 215,200	円 255,200	円 274,600	円 289,700	円 315,100	円 356,800	円 389,900	円 441,000

別表第1備考中「広域異動職員のうち他の広域異動職員給料表」を「この規程で定める他の給料表」に改める。

別表第2中「第5条関係」を「第5条及び第35条関係」に、「病院事業広域異動職員医療職給料表(1)」を「病院事業医療職給料表(1)」に改め、同表再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表中

再任用職員	296,200	338,600	393,000	466,000	を
-------	---------	---------	---------	---------	---

に、

定年前再任用短時間勤務職員	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
	円 296,200	円 338,600	円 393,000	円 466,000

「広域異動職員のうち医師」を「医師」に、「病院事業広域異動職員医療職給料表(2)」を「病院事業医療職給料表(2)」に、

再任用職員	188,700	215,300	243,500	256,900	282,100	322,800	を
-------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---

定年前再任用短時間勤務職員	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
	円 188,700	円 215,300	円 243,500	円 256,900	円 282,100	円 322,800

に、

「次に掲げる広域異動職員」を「次に掲げる職員」に、「病院事業広域異動職員医療職給料表(3)」を「病院事業医療職給料表(3)」に、

再任用職員	235,100	255,400	262,600	272,800	289,100	326,200	370,600
-------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

を

定年前再任用短時間勤務職員	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
	円 235,100	円 255,400	円 262,600	円 272,800	円 289,100	円 326,200	円 370,600

に、

「広域異動職員のうち病院」を「病院」に改める。

別表第3中「第5条関係」を「第5条及び第35条関係」に、「病院事業広域異動職員現業業務従事職給料表」を「病院事業現業業務従事職給料表」に改め、同表再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
	円 193,600	円 204,700	円 223,200	円 244,000	円 274,700

別表第3備考中「広域異動職員のうち」を削る。

別表第4中「病院事業広域異動職員行政職給料表」を「広域異動職員に適用する病院事業行政職給料表」に改める。

別表第5中「病院事業広域異動職員医療職給料表(1)」を「広域異動職員に適用する病院事業医療職給料表(1)」に、「病院事業広域異動職員医療職給料表(2)」を「広域異動職員に適用する病院事業医療職給料表(2)」に、「病院事業広域異動職員医療職給料表(3)」を「広域異動職員に適用する病院事業医療職給料表(3)」に改める。

別表第6中「病院事業広域異動職員現業業務従事職給料表」を「広域異動職員に適用する病院事業現業業務従事職給料表」に改める。

別表第7の1の項中「病院事業広域異動職員行政職給料表在級期間表」を「広域異動職員に適用する病院事業行政職給料表在級期間表」に改め、同表の2の項中「病院事業広域異動職員医療職給料表(1)在級期間表」を「広域異動職員に適用する病院事業医療職給料表(1)在級期間表」に、

職務の級
2 級
6

を

職務の級	職務の級	職務の級
2 級	3 級	4 級
6	3	別に定める

に、「病

院事業広域異動職員医療職給料表(1)の適用を受ける職員」を「病院事業医療職給料表(1)の適用を受ける広域異動職員」に改め、同表の3の項中「病院事業広域異動職員医療職給料表(2)在級期間表」を「広域異動職員に適用する病院事業医療職給料表(2)在級期間表」に改め、同表の4の項中「病院事業広域異動職員医療職給料表(3)在級期間表」を「広域異動職員に適用する病院事業医療職給料表(3)在級期間表」に改め、同項備考中「病院事業広域異動職員医療職給料表(3)の適用を受ける職員」を「病院事業医療職給料表(3)の適用を受ける広域異動職員」に改め、同表の5の項中「病院事業広域異動職員現業業務従事職給料表在級期間表」を「広

域異動職員に適用する病院事業現業業務従事職給料表在級期間表」に改める。

別表第8及び別表第9中「病院事業広域異動職員医療職給料表(3)」を「広域異動職員に適用する病院事業医療職給料表(3)」に改める。

別表第10備考中「病院事業広域異動職員医療職給料表(1)」を「病院事業医療職給料表(1)」に改める。

別表第11中

(13) 看護補助員（看護学校を卒業した者に限る。）で看護補助業務に従事するもの（(1)及び(2)に掲げる者を除く。）			を
(14) 理学療法技術職員 (15) 看護補助員で雑役業務に従事するもの（(3)及び(9)に掲げる者を除く。） (16) 施設管理技士	1.5		
(17) 看護部長、副看護部長、看護師長、副看護師長、看護師及び准看護師（(8)、(10)、(11)及び(12)に掲げる者を除く。） (18) 薬剤師、栄養士、視能訓練士、聴検士、臨床工学技士、作業療法技術職員（(7)に掲げる者を除く。）及び言語聴覚士	1		

(13) 看護補助員（看護学校を卒業した者に限る。）で看護補助業務に従事するもの（(1)及び(2)に掲げる者を除く。） (14) 精神保健福祉の業務に従事するケースワーカー（宮古病院又は八重山病院に勤務する者に限る。）			に
(15) 理学療法技術職員 (16) 看護補助員で雑役業務に従事するもの（(3)及び(9)に掲げる者を除く。） (17) 施設管理技士	1.5		
(18) 看護部長、副看護部長、看護師長、副看護師長、看護師及び准看護師（(8)、(10)、(11)及び(12)に掲げる者を除く。） (19) 薬剤師、栄養士、視能訓練士、聴検士、臨床工学技士、作業療法技術職員（(7)に掲げる者を除く。）及び言語聴覚士	1		

改める。

別表第12ア中「病院事業広域異動職員行政職給料表の適用を受ける職員」を「病院事業行政職給料表の適用を受ける広域異動職員」に改め、同表イ中「病院事業広域異動職員医療職給料表(2)の適用を受ける職員」を「病院事業医療職給料表(2)の適用を受ける広域異動職員」に改め、同表ウ中「病院事業広域異動職員医療職給料表(3)の適用を受ける職員」を「病院事業医療職給料表(3)の適用を受ける広域異動職員」に改め、同表エ中「病院事業広域異動職員現業業務従事職給料表の適用を受ける職員」を「病院事業現業業務従事職給料表の適用を受ける広域異動職員」に改める。

別表第12の次に次の1表を加える。

別表第12の2（第14条関係）

ア 病院事業行政職給料表の適用を受ける広域異動職員の調整基本額表

職務の級	基本調整額
1 級	5,600円
2 級	6,500円
3 級	7,700円
4 級	8,200円
5 級	8,700円
6 級	9,500円
7 級	10,700円

8 級	11,700円
9 級	13,200円

イ 病院事業医療職給料表(2)の適用を受ける広域異動職員の調整基本額表

職務の級	基本調整額
1 級	5,700円
2 級	6,500円
3 級	7,300円
4 級	7,700円
5 級	8,500円
6 級	9,700円

ウ 病院事業医療職給料表(3)の適用を受ける広域異動職員の調整基本額表

職務の級	基本調整額
1 級	7,100円
2 級	7,700円
3 級	7,900円
4 級	8,200円
5 級	8,700円
6 級	9,800円
7 級	11,100円

エ 病院事業現業業務従事職給料表の適用を受ける広域異動職員の調整基本額表

職務の級	基本調整額
1 級	5,800円
2 級	6,100円
3 級	6,700円
4 級	7,300円
5 級	8,200円

別表第13中「病院事業広域異動職員医療職給料表(1)の適用を受ける職員」を「病院事業医療職給料表(1)の適用を受ける広域異動職員」に、「病院事業広域異動職員医療職給料表(3)の適用を受ける職員」を「病院事業医療職給料表(3)の適用を受ける広域異動職員」に改める。

別表第18中「病院事業広域異動職員行政職給料表」を「病院事業行政職給料表」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「病院事業広域異動職員医療職給料表(1)」を「病院事業医療職給料表(1)」に、「病院事業広域異動職員医療職給料表(2)」を「病院事業医療職給料表(2)」に、「病院事業広域異動職員医療職給料表(3)」を「病院事業医療職給料表(3)」に改める。

別表第19から別表第21までを削る。

別表第22中「病院事業地域異動職員行政職給料表」を「地域異動職員に適用する病院事業行政職給料表」に改め、同表を別表第19とする。

別表第23中「病院事業地域異動職員医療職給料表(1)」を「地域異動職員に適用する病院事業医療職給料表(1)」に、「病院事業地域異動職員医療職給料表(2)」を「地域異動職員に適用する病院事業医療職給料表(2)」に、「病院事業地域異動職員医療職給料表(3)」を「地域異動職員に適用する病院事業医療職給料表(3)」に改め、同表を別表第20とする。

別表第24中「病院事業地域異動職員現業業務従事職給料表」を「地域異動職員に適用する病院事業現業業務従事職給料表」に改め、同表を別表第21とする。

別表第25中「病院事業地域異動職員行政職給料表」を「地域異動職員に適用する病院事業行政職給料表」に、「病院事業地域異動職員医療職給料表(1)」を「地域異動職員に適用する病院事業医療職給料表(1)」に、「病院事業地域異動職員医療職給料表(2)」を「地域異動職員に適用する病院事業医療職給料表(2)」に、「病院事業地域異動職員医療職給料表(3)」を「地域異動職員に適用する病院事業医療職給料表(3)」に、「病院事業地域異動職員現業業務従事職給料表」を「地域異動職員に適用する病院事業現業業務従事職給料表」に改め、同表を別表第22とする。

別表第26から別表第29までを削り、別表第30を別表第23とする。

別表第31中「 役職段階別加算割合表 」を削り、「病院事業地域異動職員行政職給料表」を「病院事業行政職給料表」に、「病院事業地域異動職員医療職給料表(2)」を「病院事業医療職給料表(2)」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「病院事業地域異動職員医療職給料表(3)」を「病院事業医療職給料表(3)」に改め、同表を別表第24とする。

別表第32を別表第25とする。

別表第33を削る。

別表第34中「 役職段階別加算割合表 」を削り、同表を別表第26とする。

附 則

(施行期日等)

1 この規程は、令和5年4月1日から施行し、改正後の附則第4項の規定は、令和4年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 病院事業企業職員の号給の調整、経過措置、沖縄県職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年沖縄県条例第51号）附則第3条第1項若しくは第2項又は第4条第1項若しくは第2項の規定により採用された病院事業企業職員の給与等については、同条例附則の規定の適用を受ける一般職の職員の例による。

沖縄県病院事業局訓令第1号

沖縄県病院事業局会計年度任用職員の職の設置、給与、勤務条件等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年3月31日

沖縄県病院事業管理者

病院事業局長 我那覇 仁

沖縄県病院事業局会計年度任用職員の職の設置、給与、勤務条件等に関する規程の一部を改正する訓令

沖縄県病院事業局会計年度任用職員の職の設置、給与、勤務条件等に関する規程（令和2年沖縄県病院事業局訓令第3号）の一部を次のように改正する。

第3条の表中「会計年度任用救急救命事務員」を「会計年度任用救急救命士」に改める。

第35条第1項中第2号を削り、第3号を第2号とし、同条第2項中「、同項第2号に掲げるフルタイム会計年度任用職員で大学（旧専門学校令による専門学校等で管理者の定めるものを含む。）卒業の日から採用の日までの期間が1年を超えることとなるもの（大学院の博士課程の所定の単位を修得し、かつ、同課程の所定の期間を経過した日から3年以内のものを除く。）に対する同表の適用については、採用の日からその超えることとなる期間（1年に満たない期間があるときは、その期間を1年として算定した期間）に相当する期間」を削り、「第3号」を「第2号」に改める。

第37条第2項に次の1号を加える。

(9) 研修医業務手当

第45条の次に次の1条を加える。

(研修医業務手当)

第45条の2 研修医業務手当は、会計年度任用初期研修医師、会計年度任用初期研修歯科医師、会計年度任用専門研修医師及び会計年度任用専門研修歯科医師が医療業務等に従事したときに支給する。

2 前項の手当の額は、勤務1月につき、別表第8の左欄に掲げる病院事業会計年度任用職員医療職給料表(1)の適用を受ける職員の級号給の区分に応じ、同表の右欄に掲げる額とする。

第47条第8項中「100分の130」を「100分の127.5」に改める。

第48条第1項中「18日」の次に「(1月あたりの勤務日数が20日に満たない日数の場合にあっては、18日から20日と当該勤務日数との差に相当する日数を減じた日数)」を加える。

第51条第1項中第2号を削り、第3号を第2号とし、同条第2項中第2号を削り、第3号を第2号とする。

附則第6条を次のように改める。

(期末手当の特例)

第6条 病院事業会計年度任用職員医療職給料表(1)の適用を受ける会計年度任用職員に対する第48条第8項の規定の適用(第59条第1項において準用する場合を含む。)に当たっては、当分の間、同項中「100分の127.5」とあるのは、「100分の130」とする。

附則別表を次のように改める。

附則別表

病院事業会計年度任用職員医療職給料表(1)

職務の級 号 給	1 級	2 級
	給料月額	給料月額
	円	円
1	253,600	338,400
2	256,100	341,400
3	258,600	344,200
4	261,100	347,100
5	263,300	349,800
6	267,100	352,800
7	270,900	355,900
8	274,700	358,700
9	278,300	361,100
10	282,300	363,700
11	286,300	366,400
12	290,300	369,200
13	294,000	372,100
14	298,000	375,600
15	301,900	378,600
16	305,700	382,200
17	309,300	385,600
18	312,800	388,300
19	316,300	390,800
20	319,800	393,400
21	323,400	396,100
22	327,100	398,300
23	330,500	400,200
24	333,800	401,800
25	337,300	403,800
26	339,800	406,100
27	342,400	408,300
28	344,700	410,600
29	347,100	412,900

30	348,900	415,000
31	350,700	417,000
32	352,700	419,100
33	354,900	421,000
34	357,200	422,800
35	359,300	424,600
36	361,600	426,600
37	363,700	428,500
38	366,100	430,500
39	368,300	432,400
40	370,300	434,400
41	372,500	436,200
42	373,500	438,000
43	374,300	439,700
44	375,000	441,500
45	376,200	443,300
46	377,600	445,100
47	379,100	446,900
48	380,600	448,600
49	381,700	450,400
50	382,700	452,100
51	383,700	453,900
52	384,500	455,700
53	385,400	457,600
54	386,300	458,800
55	387,000	460,000
56	387,900	461,200
57	388,600	462,400
58	389,500	463,400
59	390,300	464,400
60	391,100	465,400
61	391,600	466,200
62	392,100	466,900
63	392,500	467,600
64	393,000	468,300
65	393,300	469,000
66		469,700
67		470,400
68		471,000
69		471,300
70		472,000
71		472,700
72		473,400
73		473,800
74		474,400
75		475,100
76		475,800
77		476,200
78		476,800
79		477,400
80		477,900
81		478,500
82		479,000

83	479,500
84	480,000
85	480,400
86	481,000
87	481,400
88	481,900
89	482,400
90	483,000
91	483,600
92	484,000
93	484,500
94	485,100
95	485,700
96	486,300
97	486,800

備考 この表は、会計年度任用医師及び会計年度任用歯科医師に適用する。
別表第2から別表第4までを次のように改める。

別表第2（第31条関係）

病院事業会計年度任用職員行政職給料表

職務の級	1 級
号 給	給料月額
1	150,100
2	151,200
3	152,400
4	153,500
5	154,600
6	155,700
7	156,800
8	157,900
9	158,900
10	160,300
11	161,600
12	162,900
13	164,100
14	165,600
15	167,100
16	168,700
17	169,800
18	171,200
19	172,600
20	174,000
21	175,300
22	177,800
23	180,300
24	182,800
25	185,200
26	186,900
27	188,500
28	190,200
29	191,700
30	193,400

31	195,200
32	196,900
33	198,500
34	199,900
35	201,400
36	202,900
37	204,200

備考 この表は、会計年度任用職員で他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第3 (第31条関係)

1 病院事業会計年度任用職員医療職給料表(1)

職務の級 号 給	1 級 給料月額
	円
1	253,600
2	256,100
3	258,600
4	261,100
5	263,300
6	267,100
7	270,900
8	274,700
9	278,300
10	282,300
11	286,300
12	290,300
13	294,000
14	298,000
15	301,900
16	305,700
17	309,300
18	312,800
19	316,300
20	319,800
21	323,400
22	327,100
23	330,500
24	333,800
25	337,300
26	339,800
27	342,400
28	344,700
29	347,100
30	348,900
31	350,700
32	352,700
33	354,900
34	357,200
35	359,300
36	361,600
37	363,700
38	366,100
39	368,300

40	370,300
41	372,500
42	373,500
43	374,300
44	375,000
45	376,200
46	377,600
47	379,100
48	380,600
49	381,700
50	382,700
51	383,700
52	384,500
53	385,400
54	386,300
55	387,000
56	387,900
57	388,600
58	389,500
59	390,300
60	391,100
61	391,600
62	392,100
63	392,500
64	393,000
65	393,300

備考 この表は、会計年度任用医師、会計年度任用初期研修医師、会計年度任用専門研修医師、会計年度任用歯科医師、会計年度任用初期研修歯科医師及び会計年度任用専門研修歯科医師に適用する。

2 病院事業会計年度任用職員医療職給料表(2)

職務の級 号 給	1 級 給料月額	2 級 給料月額
	円	円
1	155,100	191,500
2	156,500	193,100
3	157,900	194,700
4	159,300	196,300
5	160,500	197,800
6	162,300	199,300
7	164,000	200,900
8	165,600	202,400
9	167,200	204,000
10	168,900	205,700
11	170,500	207,300
12	172,300	209,000
13	173,700	210,400
14	175,500	212,000
15	177,400	213,600
16	179,200	215,200
17	181,100	216,600
18	182,600	218,200
19	184,400	219,900
20	186,200	221,600

21	187,700	222,900
22	189,200	224,400
23	190,700	225,800
24	192,200	227,300
25	193,800	228,500
26	195,100	229,900
27	196,600	231,200
28	198,000	
29	199,500	
30	200,700	
31	202,000	
32	203,300	
33	204,700	
34	206,100	
35	207,400	
36	208,800	
37	209,900	
38	211,200	
39	212,500	
40	213,800	
41	214,900	

備考 この表は、会計年度任用臨床検査技師、会計年度任用視能訓練士、会計年度任用薬剤師、会計年度任用管理栄養士、会計年度任用診療放射線技師、会計年度任用理学療法士、会計年度任用作業療法士、会計年度任用言語聴覚士、会計年度任用臨床工学技士、会計年度任用救命救急士、会計年度任用歯科衛生士及び会計年度任用歯科技工士に適用する。

3 病院事業会計年度任用職員医療職給料表(3)

職務の級	1 級	2 級
号 給	給料月額	給料月額
	円	円
1	169,900	197,000
2	171,300	198,900
3	172,800	200,900
4	174,200	202,800
5	175,600	204,900
6	177,100	206,900
7	178,600	209,100
8	180,100	211,200
9	181,300	213,200
10	183,000	214,600
11	184,600	216,000
12	186,100	217,200
13	187,500	218,600
14	189,500	220,000
15	191,500	221,500
16	193,500	222,700
17	195,500	224,100
18		225,600
19		227,100
20		228,600
21		229,700
22		231,400
23		233,100

24	234,700
25	236,000
26	237,700
27	239,400
28	241,100
29	242,700
30	244,100
31	245,400
32	246,500
33	247,500

備考 この表は、会計年度任用看護師、会計年度任用健康管理看護師及び会計年度任用准看護師に適用する。

別表第4 (第31条関係)

病院事業会計年度任用職員現業業務従事職給料表

職務の級 号 給	1 級 給料月額
	円
1	136,200
2	137,100
3	138,100
4	139,000
5	140,000
6	141,000
7	142,000
8	143,000
9	143,800
10	144,800
11	145,800
12	146,900
13	147,700
14	148,700
15	149,800
16	150,800
17	151,900
18	153,300
19	154,500
20	155,700
21	156,800
22	158,000
23	159,200
24	160,400
25	161,500
26	163,000
27	164,500
28	166,000
29	167,400
30	168,800
31	170,300
32	171,800
33	173,100
34	174,800
35	176,500

36	178,200
37	179,900
38	181,300
39	183,000
40	184,500
41	185,800

備考 この表は、会計年度任用運転士、会計年度任用調理士、会計年度任用施設管理技士、会計年度任用看護補助員及び会計年度任用医療技術補助員に適用する。

別表第5中「第33条関係」を「第33条及び第34条関係」に改め、同表病院事業会計年度任用職員行政職給

料表の項中「会計年度任用保育士
会計年度任用救急救命事務員」を「会計年度任用保育士」に、「1級25号給」を「1級17号給」に、「1級37号給」を「1級29号給」に改め、同表中

会計年度任用管理栄養士	大学卒	2級1号給	2級13号給
	短大卒	1級11号給	1級37号給
会計年度任用臨床検査技師 会計年度任用視能訓練士 会計年度任用診療放射線技師 会計年度任用理学療法士 会計年度任用作業療法士 会計年度任用言語聴覚士 会計年度任用臨床工学技士	大学卒	2級1号給	2級13号給
	短大3卒	1級17号給	1級37号給
会計年度任用歯科衛生士	短大3卒	1級17号給	1級37号給
	短大2卒	1級11号給	
	高校卒	1級7号給	
会計年度任用歯科技工士	短大3卒	1級17号給	1級37号給
	短大2卒	1級11号給	
	高校卒	1級1号給	

を

会計年度任用管理栄養士	大学卒	2級1号給	2級10号給
	短大卒	1級11号給	1級33号給
会計年度任用臨床検査技師 会計年度任用視能訓練士 会計年度任用診療放射線技師 会計年度任用理学療法士 会計年度任用作業療法士 会計年度任用言語聴覚士 会計年度任用臨床工学技士	大学卒	2級1号給	2級10号給
	短大3卒	1級17号給	1級33号給
会計年度任用救急救命士	大学卒	2級1号給	2級17号給
	短大3卒	1級17号給	1級41号給
	短大2卒	1級11号給	
	高校卒	1級7号給	
会計年度任用歯科衛生士	短大3卒	1級17号給	1級33号給

		短大2卒	1級11号給	1級33号給
		高校卒	1級7号給	
	会計年度任用歯科技工士	短大3卒	1級17号給	
		短大2卒	1級11号給	
		高校卒	1級1号給	

に改め、同表病院事業会計年度任用職員医療職給料表(3)の項中「2級33号給」を「2級25号給」に改め、同表病院事業会計年度任用職員現業業務従事職給料表の項中「1級41号給」を「1級31号給」に改める。

別表第7の2の項を削り、同表の3の項を同表の2の項とする。

別表第9を別表第10とし、別表第8を別表第9とし、別表第7の次に次の1表を加える。

別表第8 (第45条の2関係)

病院事業会計 年度任用職員 医療職給料表 (1)の適用を受 ける職員の級 号給	支給額
	円
1級1号給	41,000
1級2号給	40,500
1級3号給	40,100
1級4号給	39,600
1級5号給	39,200
1級6号給	38,600
1級7号給	37,900
1級8号給	37,200
1級9号給	35,400
1級10号給	34,700
1級11号給	34,000
1級12号給	33,300
1級13号給	31,500
1級14号給	30,800
1級15号給	30,100
1級16号給	29,400
1級17号給	27,600
1級18号給	27,000
1級19号給	26,300
1級20号給	25,700
1級21号給	23,900

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

<p>発 行 所 沖 縄 県 総 務 部 総務私学課 電話番号 098-866-2074</p>	<p>印 刷 所 有限会社 ドリーム印刷 〒901-0314 沖縄県糸満市字座波1065番地</p>
--	--